

官報

号外 昭和三十三年十一月二十四日

第三十回国会参議院会議録第十号

昭和三十三年十一月二十四日(月曜日)
午後四時三十一分開議

議事日程 第二十二号

昭和三十三年十一月二十四日

午前十時開議

第一 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西川弥平治君

同

重宗 雄三君

大蔵委員

小笠原二三男君

文教委員

後藤 義隆君

同

榎木 亨弘君

社会労働委員

斎藤 昇君

農林水産委員

青山 正一君

同

江田 三郎君

商工委員

大谷 賛雄君

同

西田 隆男君

運輸委員

小澤久太郎君

通信委員

江藤 智君

建設委員

宮田 重文君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

榎木 亨弘君

同

宮田 重文君

大蔵委員

江田 三郎君

文教委員

大谷 賛雄君

同

西川弥平治君

社会労働委員 西田 隆男君
農林水産委員 小山邦太郎君

同

小笠原二三男君

同

後藤 義隆君

同

斎藤 昇君

同

江藤 智君

運輸委員

小澤久太郎君

通信委員

重宗 雄三君

建設委員

青山 正一君

同日議員から左の議案を提出した。

同日議長は即日これを文教委員会に付託した。

公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案(湯山勇君外三名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

司法試験法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を予算委員会に付託した。

昭和三十三年年度一般会計予算補正(第1号)
昭和三十三年年度特別会計予算補正(特第1号)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めめるの件
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めめるの件
同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
同日内閣から、左記の者を国立近代美術館評議員に任命致したいので国会法第三十九条但書の規定により

本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

衆議院議員 北村徳太郎
同 佐藤觀次郎
参議院議員 林屋龜次郎

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興審議会委員に任命致したいので国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を日本電信電話公社経営委員会委員に任命致したいので日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、同日議決された議員井村徳二君に対する弔詞を贈呈した。

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 榎木 亨弘君
文教委員 大谷 賛雄君
同 西川弥平治君
社会労働委員 西田 隆男君

記

衆議院議員 北村徳太郎

同 佐藤觀次郎

参議院議員 林屋龜次郎

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興審議会委員に任命致したいので国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を日本電信電話公社経営委員会委員に任命致したいので日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、同日議決された議員井村徳二君に対する弔詞を贈呈した。

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 榎木 亨弘君

文教委員 大谷 賛雄君

同 西川弥平治君

社会労働委員 西田 隆男君

記

(九月二十七日) 大和田徳二

(辞任した大橋) 八郎の後任

同日議長は、同日議決された議員井村徳二君に対する弔詞を贈呈した。

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 榎木 亨弘君

文教委員 大谷 賛雄君

同 西川弥平治君

社会労働委員 西田 隆男君

<p>農林水産委員 小山邦太郎君 商工委員 後藤 義隆君 同 齋藤 昇君 同 江藤 智君 運輸委員 小澤久太郎君 建設委員 青山 正一君</p>	<p>原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件</p>	<p>同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。</p>	<p>同 吉田 法晴君 社会労働委員 西岡 ハル君 同 草葉 隆圓君 同 齋藤 昇君 同 松澤 靖介君 同 仲原 善一君 同 安部キミ子君 同 大谷 賛雄君 同 天田 勝正君 同 江藤 智君 運輸委員 植竹 春彦君 同 三浦 義男君 同 石原幹市郎君 同 有馬 英二君 同 重宗 雄三君 同 小山邦太郎君 同 西田 信一君 同 坂本 昭君 同 本多 市郎君 同 館 哲二君 同 横山 フク君 同 一松 定吉君 同 田村 文吉君 同 千田 正君 同 森中 守義君 同 前田佳都男君 同 江藤 智君</p>
<p>内閣委員 西川弥平治君 文教委員 後藤 義隆君 同 榎木 亨弘君 社会労働委員 齋藤 昇君 農林水産委員 青山 正一君 商工委員 大谷 賛雄君 同 西田 隆男君 同 小澤久太郎君 運輸委員 江藤 智君 建設委員 小山邦太郎君</p>	<p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p>	<p>昭和三十二年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案</p>	<p>同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、去る十月七日予備審査のため送付した左の議案は去る一日内閣提出の最低賃金法案可決の結果議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。</p>	<p>同 西岡 法晴君 同 草葉 隆圓君 同 齋藤 昇君 同 松澤 靖介君 同 仲原 善一君 同 安部キミ子君 同 大谷 賛雄君 同 天田 勝正君 同 江藤 智君 運輸委員 植竹 春彦君 同 三浦 義男君 同 石原幹市郎君 同 有馬 英二君 同 重宗 雄三君 同 小山邦太郎君 同 西田 信一君 同 坂本 昭君 同 本多 市郎君 同 館 哲二君 同 横山 フク君 同 一松 定吉君 同 田村 文吉君 同 千田 正君 同 森中 守義君 同 前田佳都男君 同 江藤 智君</p>
<p>同 西田 隆男君 同 小澤久太郎君 運輸委員 江藤 智君 建設委員 小山邦太郎君</p>	<p>同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。</p>	<p>昭和三十二年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案</p>	<p>同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、去る十月七日予備審査のため送付した左の議案は去る一日内閣提出の最低賃金法案可決の結果議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。</p>	<p>同 西岡 法晴君 同 草葉 隆圓君 同 齋藤 昇君 同 松澤 靖介君 同 仲原 善一君 同 安部キミ子君 同 大谷 賛雄君 同 天田 勝正君 同 江藤 智君 運輸委員 植竹 春彦君 同 三浦 義男君 同 石原幹市郎君 同 有馬 英二君 同 重宗 雄三君 同 小山邦太郎君 同 西田 信一君 同 坂本 昭君 同 本多 市郎君 同 館 哲二君 同 横山 フク君 同 一松 定吉君 同 田村 文吉君 同 千田 正君 同 森中 守義君 同 前田佳都男君 同 江藤 智君</p>
<p>同 小澤久太郎君 運輸委員 江藤 智君 建設委員 小山邦太郎君</p>	<p>同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。</p>	<p>昭和三十二年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案</p>	<p>同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、去る十月七日予備審査のため送付した左の議案は去る一日内閣提出の最低賃金法案可決の結果議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。</p>	<p>同 西岡 法晴君 同 草葉 隆圓君 同 齋藤 昇君 同 松澤 靖介君 同 仲原 善一君 同 安部キミ子君 同 大谷 賛雄君 同 天田 勝正君 同 江藤 智君 運輸委員 植竹 春彦君 同 三浦 義男君 同 石原幹市郎君 同 有馬 英二君 同 重宗 雄三君 同 小山邦太郎君 同 西田 信一君 同 坂本 昭君 同 本多 市郎君 同 館 哲二君 同 横山 フク君 同 一松 定吉君 同 田村 文吉君 同 千田 正君 同 森中 守義君 同 前田佳都男君 同 江藤 智君</p>
<p>憲法調査会法の一部を改正する法律案</p>	<p>同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。</p>	<p>昭和三十二年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案</p>	<p>同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、去る十月七日予備審査のため送付した左の議案は去る一日内閣提出の最低賃金法案可決の結果議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。</p>	<p>同 西岡 法晴君 同 草葉 隆圓君 同 齋藤 昇君 同 松澤 靖介君 同 仲原 善一君 同 安部キミ子君 同 大谷 賛雄君 同 天田 勝正君 同 江藤 智君 運輸委員 植竹 春彦君 同 三浦 義男君 同 石原幹市郎君 同 有馬 英二君 同 重宗 雄三君 同 小山邦太郎君 同 西田 信一君 同 坂本 昭君 同 本多 市郎君 同 館 哲二君 同 横山 フク君 同 一松 定吉君 同 田村 文吉君 同 千田 正君 同 森中 守義君 同 前田佳都男君 同 江藤 智君</p>
<p>原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件</p>	<p>同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。</p>	<p>昭和三十二年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案</p>	<p>同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、去る十月七日予備審査のため送付した左の議案は去る一日内閣提出の最低賃金法案可決の結果議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。</p>	<p>同 西岡 法晴君 同 草葉 隆圓君 同 齋藤 昇君 同 松澤 靖介君 同 仲原 善一君 同 安部キミ子君 同 大谷 賛雄君 同 天田 勝正君 同 江藤 智君 運輸委員 植竹 春彦君 同 三浦 義男君 同 石原幹市郎君 同 有馬 英二君 同 重宗 雄三君 同 小山邦太郎君 同 西田 信一君 同 坂本 昭君 同 本多 市郎君 同 館 哲二君 同 横山 フク君 同 一松 定吉君 同 田村 文吉君 同 千田 正君 同 森中 守義君 同 前田佳都男君 同 江藤 智君</p>

昭和三十三年十一月二十四日 参議院会議録第十号 議長の報告

内閣委員	重宗 雄三君	河川法の一部を改正する法律案可決報告書	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	地方行政委員	松平 勇雄君
地方行政委員	江藤 智君	国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	吉田 法晴君
同	植竹 春彦君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	安部キミ子君
同	天田 勝正君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	木島 虎蔵君
文教委員	大谷 實雄君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	安部キミ子君
同	安部キミ子君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	木島 虎蔵君
社会労働委員	西田 信一君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	柴田 栄君
同	石原幹市郎君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	大谷藤之助君
同	有馬 英二君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	柴谷 要君
同	坂本 昭君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	大谷藤之助君
農林水産委員	小山邦太郎君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	島村 軍次君
同	吉田 法晴君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	秋山俊一郎君
同	三浦 義男君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	西田 信一君
同	阿具根 登君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	小柳 牧衛君
同	館 哲二君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	秋山俊一郎君
運輸委員	本多 市郎君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	吉江 勝保君
同	木島 虎蔵君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	安部キミ子君
同	草葉 隆圓君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	吉田 法晴君
同	斎藤 昇君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	植竹 春彦君
同	宮田 重文君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	西田 信一君
同	仲原 善一君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	小柳 牧衛君
同	西岡 ハル君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	矢嶋 三義君
同	松澤 靖介君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	小柳 牧衛君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	前田佳都男君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	伊能繁次郎君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	江藤 智君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	中山 福蔵君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	高良 とみ君	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君
同	同	同	同日議長において、左の常任委員の補欠を許可した。	地方行政委員	加賀山之雄君

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

（国会法第四十二條第三項の規定によるもの）

吉江 勝保君

予算委員

植竹 春彦君

同

西田 信一君

同

小柳 牧衛君

議院運営委員

木島 虎藏君

同

松平 勇雄君

同

西川弥平治君

同

柴田 榮君

同

大谷藤之助君

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

島村 軍次君

議院運営委員

加賀山之雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

加賀山之雄君

議院運営委員

島村 軍次君

去る十二日内閣総理大臣から議長宛、文部省管理局長小林行雄君（去る四日議長承認のとおり）を第三十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

江藤 智君

農林水産委員

小山邦太郎君

商工委員

三浦 義男君

運輸委員

本多 市郎君

同

木島 虎藏君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

本多 市郎君

農林水産委員

仲原 善一君

商工委員

木島 虎藏君

運輸委員

江藤 智君

同

三浦 義男君

建設委員 小山邦太郎君

一昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

加賀山之雄君

議院運営委員

森田 義衛君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

森田 義衛君

議院運営委員

加賀山之雄君

同日内閣から、左記鉄道建設審議会委員としての任期は、十一月二十六日任期満了となるので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 谷口 弥三郎

○議長（松野鶴平君）これより本日の會議を開きます。

日程第一、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長田中啓一君。

審査報告書

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月四日

地方行政 委員長 田中 啓一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法草案の主な内容は、（一）都道府県知事の勧告した町村合併に關する計画について、昭和三十四年三月三十一日までは、その計画を変更して関係市町村に勧告することができるものとする。

（二）前記計画変更に伴つて生じた市町村の境界変更に関する争論について、昭和三十四年三月三十一日までは、町村合併調整委員にあ

つせん、調停を行わせることができるものとする。

（二）都道府県の境界にわたる市町村の境界変更について、昭和三十四年三月三十一日までは、内閣総理大臣はあ

つせん、調停等に関する必要な措置をとりうるものとする。

（四）新市町村と他の市町村との合併により設置された市町村等について、これを新市町村とみなして本法の規定を適用しうるものとする

こと等であつて、町村合併の現況にかんがみ、概ね妥当なものと認められた。

二、費用

本法施行のため、費用は別に要しない。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十三年十月二十八日

参議院議長 星島 二郎

参議院議長松野鶴平殿

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第二十七条第十三項中「都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、」の下に「昭和三十四年三月三十一日までの間において、」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十九条の二第一項の規定による町村合併に關する計画の変更に伴い、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は新市町村に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村との間

におけるものに関し争論が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれを

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

その調停に付することができる。
 第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村(以下本項中「新市町村」といふ)の区域のうち従前の市町村の一部の地域又は当該新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で当該新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論が生じた場合においても、また同様とする。

2 前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

第二十八条第三項中「前条を」第二十七条に改める。

第五章中第二十九条の次に次の一条を加える。

(町村合併に關する都道府県知事の勧告の変更等)

第二十九条の二 都道府県知事は、第二十八条第一項の勧告をした計画について、その後の事情の変更により特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総

理大臣に協議して、同項の勧告をした計画を変更し、これを關係市町村に勧告することができる。

2 前項の場合においては、同項の勧告を第二十八条第一項の勧告とみなして、同条第二項から第五項まで及び前条第一項から第七項までの規定を適用する。

第三十条の次に次の一条を加える。
 (新市町村が他の市町村と町村合併をした場合についての適用關係)

第三十条の二 新市町村が他の市町村と町村合併をした場合において当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村が、町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に關する計画を定めるときは、当該市町村の建設に關する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に當る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

附則中第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村に対する

前項の規定の適用については、同項中「町村合併の行われた日」とあるのは、「当該市町村の区域の一部となつた従前の市町村が新市町村となつた町村合併の行われた日」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔田中啓一君登壇、拍手〕

○田中啓一君 ただいま議題となりました新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本法案の要点は、(一)都道府県知事が昨年二月末日までに内閣総理大臣に協議して策定し、勧告した合併計画について、計画策定後の事情の変更等により、従来の計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月末日までの間に計画の変更ができること。(二)右の合併計画の変更に伴って市町村の境界変更に關する争論が生じた場合には、同じく明年三月末日までの間は、町村合併調整委員のあつせんまたは調停に付する道を開きたること。

(三)内閣総理大臣は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、

明年三月末日までの間において、町村合併調整委員に、あつせん、調停を行わせ、または投票の請求をすることができること。(四)新市町村が他の市町村と町村合併をした場合に、当該町村合併によつて設置され、または他の市町村の区域の全部または一部を編入した市町村についても、新市町村としての取扱いができるものとする等の点であります。

地方行政委員会におきましては、十月二日、青木國務大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ね、慎重審議を行いました。多くの質疑応答のうち、おもなるもの一、二をあげますと、「政府は、本法案の提案理由の中にも、今や大勢は町村合併の促進から新市町村の建設へ大きく転換をはかるべき段階に立ち至つたと述べているが、その具体的施策は何か」との質問に対しては、「政府は従来予算に新市町村建設促進費を計上する等、できるだけ努力しているが、来年度予算編成の時期も迫っているの

で、この際さらに一段の努力をいたしたい」旨の答弁があり、また「新市町村建設計画と新農山漁村建設計画等、各種の計画がばらばらに進められて地方では困っているが」との質問に対して

は、「中央地方を通じて各關係機關の連絡を緊密にして、新市町村建設計画の総合性の確保に努めたい」旨の答弁がありました。その他詳細については、会議録によつてごらんを願ひたいと存じます。

十一月四日質疑を終り、討論に入りましたところ、鈴木委員は日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられました。反対の理由は、本来、地方住民の自主的な発意に基いて、その福祉増進のために進めらるべき町村合併が、従来ややもすれば上からの圧力によつて行われ、今回の改正案にもまた同様の意図がうかがわれる。しかし現段階における町村合併の主眼点は、新市町村建設に対する育成援助の強化に置かれなければならない。本法案はこの趣旨に沿わないものであるから反対するといふのであります。大沢委員は、自由民主党を代表して、本法案に賛成する旨を述べられ、なお希望として、改正案によれば、この際、町村合併に關する計画の変更に伴う争論については、町村合併調整委員のあつせん、調停に付せられるが、その他の場合の争論に対しては、適当な行政指導によつて、いやしくも町村の一部地域の住民が、合併の際の公約の不履行に

は、中央地方を通じて各關係機關の連絡を緊密にして、新市町村建設計画の総合性の確保に努めたい」旨の答弁がありました。その他詳細については、会議録によつてごらんを願ひたいと存じます。

は、「中央地方を通じて各關係機關の連絡を緊密にして、新市町村建設計画の総合性の確保に努めたい」旨の答弁がありました。その他詳細については、会議録によつてごらんを願ひたいと存じます。

よつて、永く不利な立場に立たされる
よりの遺憾な事態が起らないように当
局の善処を望む旨を述べられました。

緑風会の森委員は、本法案に賛成する
旨を述べられ、希望として、今回の改
正によつて、かえつて新しい問題を惹
起する種をまくような危険を防止する
こと、経済的に弱者の地位に立つ農山
漁村の住民の立場が十分守られるよう
に、新市町村の運営上留意すること
と、新市町村建設に対する政府の熱意
を、財政的援助の上に十分生かすこと
等の点をあげられました。

かくて採決の結果、本法案は多数を
もつて衆議院送付案通り可決すべきも
のと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、河川
法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。建設
委員長早川慎一君。

審査報告書
河川法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十三年十一月四日

建設委員長 早川 慎一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時河川における
砂利が濫掘され、河川管理上支障
をきたしている現状にかんがみ、
砂利を採取せんとする者は都道府
県知事の許可を要することとする
ほか、砂利採取に関する規定を整
備し、罰則を強化しよとするも
のであつて、概ね妥当なる措置と
認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用
を要しない。

河川法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年十月二十八日

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長松野鶴平殿

河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律

河川法(明治二十九年法律第七十
一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条ノ二 河川ノ区域内ニ於テ

土石(砂ヲ含ム以下同ジ)ヲ採取セ

ムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ

受クベシ

第四十二条第一項中「使用」の下に

「土石ノ採取」を、「使用者」の下に

「土石採取料」を、「使用料」の下

に「土石採取料」を加え、同条第二

項中「使用料」の下に「土石採取料」

を加える。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 左ノ各号ノ一二該当ス

ル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円

以下ノ罰金ニ処ス

一 第十七条又ハ第十七条ノ二ノ

規定ニ違反シタル者

二 第十八条ノ規定ニ違反シテ河

川ノ流水ヲ占用シタル者

第五章中第五十八条の次に次の四
条を加える。

第五十八条ノ二 左ノ各号ノ一二該

当スル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ

五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十八条ノ規定ニ違反シテ河

川ノ敷地ヲ占用シタル者

二 第三十九条第一項又ハ第二項

ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ於テ

堤外地、堤外地ニ非ザル沿岸若

ハ沿堤土地ニ立入り、其ノ土地

ヲ材料置場等ニ供シ又ハ其ノ土

地ニ現在スル建設物其ノ他ノ障

害物ヲ除却スルコトヲ拒ミ又ハ

妨ゲタル者

第五十八条ノ三 第四十三条第一項

ノ許可ヲ受ケズシテ舟筏ヨリ通航

料ヲ徴取シタル者ハ五万円以下ノ

罰金ニ処ス

第五十八条ノ四 法人ノ代表者又ハ

法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ

他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業

務ニ関シ第五十八条乃至前条ニ規

定スル違反行為ヲナシタルトキハ

人ニ対シテ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第五十八条ノ五 第十三条、第十六

条、第十九条、第四十三条第二項

又ハ第四十七条ノ規定ニ基ク命令

ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ
得

前項ノ罰則ニ規定スベキ罰ハ政令

ニ在リテハ六箇月以下ノ懲役、五

万円以下ノ罰金、拘留又ハ科料、

主務省令ニ在リテハ三箇月以下ノ

懲役、三万円以下ノ罰金、拘留又

ハ科料、都道府県ノ規則ニ在リテ

ハ二万円以下ノ罰金、拘留又ハ科

料トス但第四十三条第二項ノ規定

ニ基ク命令ニハ懲役又ハ拘留ノ罰

ヲ規定スルコトヲ得ズ

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律の施行の際現に第十九

条の規定に基ク命令の規定による

許可を受けて改正後の第十七条ノ

二に規定する行為をしている者に

ついては、その許可は、改正後の

同条の規定による許可とみなす。

この場合においては、改正後の第

四十二条の規定を準用する。

3 前項に該当する者以外の者であ

つて、この法律の施行の際現に改

正後の第十七条ノ二に規定する行

為をしているもの(第十九条の規

定に基ク命令に違反して当該行為

をしている者を除く。)について

は、その者が従前と同様の条件によつて当該行為をする場合に限り、この法律の施行の日から起算して三十日間は、改正後の第十七条ノ二の規定を適用しない。

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔早川慎一君登壇、拍手〕

○早川慎一君 ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

近時、砂利の需要の増大に伴い、砂利の乱掘、盗掘が行われ、河川管理に支障をきたし、災害を誘発すること等が憂慮されているのであります。現行法では、これら砂利の乱掘その他違反行為に對する罰則がきわめて軽く、最高二千円の罰金にとどまっております。河川管理の実効を確保することができない実情にあります。本法案は、かかる障害を除去するため、河川における土石採取に関する規制を法律上明定し、これに對する罰則を強化するとともに、これとの均衡上、その他の河川法違反に對する罰則を整備しようとするものであります。

すなわち、第一に、河川の区域内において土石を採取しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、知事はこれらの者から土石採取料を徴取できるといってしております。この点は、従来においても都道府県規則によつて規制できたのであります。これを明定し、法律上の義務としたのであります。第二に、許可を受けずに土石を採取した者に對する罰則を強化し、一年以下の懲役、十万円以下の罰金を課し得ることとし、またこれとの均衡上、その他の河川法違反に對する罰則を強化整備いたしております。

なお、委員会の審議の過程において、「砂利乱掘等の違反行為を罰則の強化により取り締まるよりも、全国の砂利採取可能な河川について、採取の適否、埋蔵量を調査し、需給の調節をはかり、河川の維持管理と国土計画に見合ふ砂利資源の開発とのバランスをとるべきではないか」との質問があり、これに對して建設大臣から、「本法案の施行により砂利価格の高騰を来たさぬよう、砂利採取の適地では大いに採掘を促進するよう措置することにも、砂利の需給に關する長期計画を構立するため調査を進めたい」と旨の答弁

がありました。その他、砂利採取権と漁業権との関係、砂利採取に對する監視制度等について質疑があり、政府当局よりそれぞれ答弁がありました。

かくて質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、国家公務員のための国設宿舎に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡光治君。

審査報告書

国家公務員のための国設宿舎に關する法律の一部を改正する法律案

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月四日

内閣委員長 水岡 光治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国家公務員宿舎制度の運営の実情にかえりみ、宿舎の設置等に關する機関、宿舎の設置に關する年度計画、有料宿舎の使用料の算定基礎、宿舎の貸与を受けた者の使用上の義務その他の事項について所要の規定を整備しようとするものであり、その措置は妥当と認めるが、なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

別に費用を要しない。

(別紙)

附帯決議

一、政府は今後国設宿舎設置計画の立案に當り次の二点につき特に考慮すること。

(一) 一般住宅不足を補うために、積極的に、国設宿舎の建設を推進すること。

(二) 国設宿舎の充足率が上級者に比し中下級者に甚しく薄き実情に鑑み、職員地位の上下如何に拘らず、特にその事務の内容が国設宿舎を必要とするものに對しては、率先これを充當すると共に、今後中下級職員为国設宿舎建設を優先せしむること。

二、政府は現在の公邸中、存置の要否を速かに検討すると共に、公邸の使用については、乱に流れざるよう厳に自戒すること。

右要望する。

国家公務員のための国設宿舎に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十月二十三日

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長松野鶴平殿

国家公務員のための国設宿舎に關する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年十一月二十四日 参議院會議録第十号 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

国家公務員宿舍法

題名の次に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する機関(第四条—第七条)

第三章 宿舍の設置及び廃止等(第八条—第十三条の二)

第四章 宿舍の維持及び管理(第十三条の三—第十八条)

第五章 雑則(第十九条—第二十条)

附則

第一章 総則

第一条から第三条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国が国家公務員に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国の事務及

び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することとする国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者を含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。)をいう。

二 宿舍 職員及び主としてその収入により生計を維持する者が居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設(共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。)をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

三 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省をいう。

四 各省各庁の長 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

(宿舍の種類)

第三条 宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍の三種類とする。

第四条の次に次の章名を加える。

第二章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する機関

第四条から第七条までを次のように改める。

(設置の機関)

第四条 宿舍の設置は、大蔵大臣が行うものとする。

2 同一の各省各庁に所属する職員のみを貸与する目的で設置する宿舍(以下「省庁別宿舍」という。)を

設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。

一 郵政事業特別会計その他の事業を企業的に運営する政令で定める特別会計(以下第十九条第二項において「事業特別会計」という。)の負担において設置する

場合 当該特別会計を管理する各省各庁の長

二 転用(宿舍の用に供し、又は供するものと決定した国有財産(以下この号において「宿舍用財産」という。)以外の国有財産を宿舍用財産とすることをいう。以下第九条において同じ。)、交換又は寄付の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄付を受ける各省各庁の長

三 特定の官署に勤務する職員のために一時に多数の宿舍を設置する必要がある場合その他特別の事情がある場合で、大蔵大臣が指定する場合 当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長

(維持及び管理の機関)

第五条 合同宿舍(省庁別宿舍以外の宿舍をいう。以下第八条の二第二項において同じ。)は大蔵大臣が、省庁別宿舍は当該宿舍の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長がそれぞれ維持及び管理を行うものとする。

(総括の機関)

第六条 大蔵大臣は、宿舍の設置並びに維持及び管理(以下「設置等」という。)の適正を期するため、宿舍に関する制度を整え、その設置等に関する事務を統一し、及びその設置等について必要な調整をするものとする。

2 大蔵大臣は、宿舍の設置等の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁所属の職員の住宅事情に関する資料を求め、又は当該各省各庁の長が設置し、若しくは維持及び管理を行う省庁別宿舍について、その状況に関する報告を求め、部下の職員に実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、宿舍の種類(第三条に規定する宿舍の種類をいう。以下第十三条の二第一号において同じ。)の変更その他の措置を求めることができ

(事務の委任)

第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、宿舍の設置に関する事務の一部を委任することができる。

2 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属

場合 当該特別会計を管理する各省各庁の長

の職員に、宿舍の維持及び管理に
関する事務の一部を委任すること
ができる。

3 大蔵大臣は、財務局長に、前条
の規定による宿舍の設置等の総括
に関する事務の一部を委任するこ
とができる。

第八条の前に次の章名を加える。

第三章 宿舍の設置及び廃止
等

第八条から第九条までを次のよう
に改める。

(設置計画)

第八条 宿舍の設置は、宿舍の設置
に関する年度計画(以下次条にお
いて「設置計画」という。)に基いて
行われなければならない。

第八条の二 各省各庁の長は、毎会
計年度、政令で定めるところによ
り、宿舍設置に関する要求につい
ての書類を作成し、これを大蔵大
臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の要求を調整
して、政令で定めるところによ
り、合同宿舍及び省庁別宿舍の別
(省庁別宿舍については、さらに
各省各庁別)に設置計画を定め、
各年度分の予算成立の日から二月
以内に、これと関係の各省各庁の
長に通知しなければならない。

3 各省各庁の長は、前項の通知を
受けた後において、設置計画を変
更する必要があると認めるとき
は、そのつど、政令で定めるとこ
ろにより、大蔵大臣に対し、設置
計画の変更を求めることができ
る。

4 大蔵大臣は、前項の要求がやむ
を得ないものであると認めると
きは、すみやかに設置計画を変更
し、その変更の内容をその要求に
係る各省各庁の長に通知するもの
とする。

5 前二項に規定する場合のほか、
大蔵大臣は、設置計画を変更する
必要があると認めるときは、関係
の各省各庁の長と協議して、設置
計画を変更することができる。

6 大蔵大臣は、設置計画を定め、
又は変更する場合においては、各
省各庁における職員の職務の性
質、宿舍の現況及び不足数その他
宿舍を必要とする事情を考慮しな
ければならない。

(設置の方法)
第九条 宿舍の設置は、建設(土地
を宅地に造成することを含む)、
購入、交換、寄付、転用及び借受
の方法により行うものとする。

第十条各号列記以外の部分中「左
に掲げる国家公務員」を「次に掲げる
職員」に改め、同条第十号を削り、同条
第十一号を同条第十号とし、同条第
十一号の二を同条第十一号とする。
第十一号中「備品」の下に「(もつぱ
ら居住者の私用に供するものを除
く。)」を加える。

第十二条第一項各号列記以外の部
分中「左に掲げる国家公務員」を「次
に掲げる職員」に改め、同項第一号
中「従事しなければ」を「従事するた
めその勤務する官署の構内又はこれ
に近接する場所に居住しなければ」
に改め、同項第二号中「従事するも
の」を「従事するため当該施設の構内
又はこれに近接する場所に居住しな
ければならないもの」に改め、同項
第四号中「構内」の下に「又はこれに
近接する場所」を加え、同条第二項
中「国家公務員」を「職員」に改める。

第十三条各号列記以外の部分中
「左に」を「次に」に、「受ける者以外
の国家公務員」を「受ける職員以外の
職員」に改め、同条第一号及び第二
号中「国家公務員」を「職員」に、「事
業」を「又は事業」に、「場合」を「場
合」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(省庁別宿舍の廃止等)について
大蔵大臣への協議)
第十三条の二 次に掲げる場合にお
いては、省庁別宿舍の維持及び管
理を行う各省各庁の長は、政令で
定めるところにより、大蔵大臣に
協議しなければならない。

一 当該省庁別宿舍について、宿
舎の廃止(宿舍をその用に供し
ないことと決定すること)をい
う。以下第十八条第一項第五号
において同じ。を、又は宿舍
の種類の変更をしようとするこ
と。

二 当該省庁別宿舍を他の各省各
庁の長が維持及び管理を行う省
庁別宿舍としようとするとき。
第十四条の前に次の章名及び二条
を加える。

第四章 宿舍の維持及び管理
(被貸与者に対する監督)
第十三条の三 宿舍の維持及び管理
を行う各省各庁の長(以下「維持管
理機関」という。)は、被貸与者(宿
舎の貸与を受けた者及び第十八条
第一項の規定の適用を受ける同居
者(以下「同居者」という。))を、
以下同じ。がこの法律に定める義
務を守っているかどうかを監督

し、常に宿舍の維持及び管理の適
正を図らなければならない。
(無料宿舍を貸与する者の選定)

第十三条の四 一の無料宿舍につ
いて当該宿舍の貸与を受けるべき職
員が二人以上存する場合において
は、当該宿舍の維持管理機関は、
これらの者のうち職務の性質上最
も必要と認められるものに当該宿
舎を貸与しなければならない。

第十五条を削り、第十四条第一項
中「月額」とし、政令で定める一坪当り
の使用料の基準に基いて「月額」に
よるものとし、その標準的な建設費
用の償却額、修繕費、地代及び火災保
険料に相当する金額を基礎とし、か
つ、第十八条第一項に規定する居住
の条件その他の事情を考慮して政令
で定める算定方法により「各省
各庁の長」を「その維持管理機関」に
改め、同条第四項中「第十九条」を
「第十八条第一項」に、「居住者は、
これらの規定に」を「その者又はその
同居者は、その」に、「宿舍を明け渡
す日」を「同項又は同条第二項の規定
による明渡期日」に改め、同条に次の
一項を加え、同条を第十五条とする。

5 前項の規定により同居者が払い
込むべき宿舍の使用料に係る債務

昭和三十三年十一月二十四日 参議院會議録第十号 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。
第十三条の四の次に次の一条を加える。

(有料宿舍を貸与する者の選定)

第十四条 有料宿舍を貸与する者の選定に当つては、当該宿舍の維持管理機関は、政令で定めるところにより、国の事務又は事業の円滑な運営の必要に基き公平に行わなければならない。
第十六条を次のように改める。

(宿舍の使用上の義務)

第十六条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもつてその貸与を受けた宿舍を使用しなければならない。

2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用に外の用に供し、又は当該宿舍につきその維持管理機関の承認を受けないうで改造、模様替その他の工事を行つてはならない。

3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

ければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。

4 前条第五項の規定は、被貸与者(同居者に限る。)の第一項又は第二項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

第十七条第一項中「修繕」の下に「被貸与者の責に帰すべき事由(前条第三項ただし書の火災を除く。)による損傷又は汚損に係る修繕を除く。」を加え、「費用はを」費用(もつぱら居住者の私用に係るものを除く。)に改め、同条第二項中「居住者」を「被貸与者」に、「因り」を「よりに」、「き損」を「損傷し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

第十九条を削り、第十八条第一項中「設置、維持及び管理」を「設置等」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「郵政事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会

計」を「事業特別会計」に、「設置、維持及び管理」を「設置等」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。
(宿舍の明渡等)

第十八条 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者(その者が第二号の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなつた日から二十日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、その維持管理機関の承認を受けて、その該当することとなつた日から、公邸及び無料宿舍にあつては二月、有料宿舍にあつては六月の範囲内において当該維持管理機関の指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することが可能。

一 職員でなくなつたとき。
二 死亡したとき。
三 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき。

四 当該宿舍について国の事務又は事業の運営の必要に基き先順位者が生じたためその明渡を請求されたとき。
五 国において当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたためその明渡を請求されたとき。

2 有料宿舍の被貸与者は、当該宿舍の維持管理機関が、第十六条の規定に違反する事実でその宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかつたときは、直ちに当該宿舍を明け渡さなければならない。

3 被貸与者が前二項の規定に違反して宿舍を明け渡さないときは、その者は、政令で定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に應ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舍の当該期間に應ずる使用料

の額(当該宿舍が公邸又は無料宿舍である場合には、これらを有料宿舍であるとみなして第十五条第一項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額)の三倍に相当する金額をこえることができない。

4 第十五条第五項の規定は、前項の規定により被貸与者(同居者に限る。)が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第十九条の前に次の章名を加える。
第五章 雑則

第二十条中「大蔵大臣が」を「大蔵省令で」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条の次に次の二条を加える。
(宿舍の現況に関する記録)

第二十条 維持管理機関は、その維持及び管理を行う宿舍の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

(国家公務員法との関係)

第二十一条 第八条の二、第十条、第十二条、第十三条及び第十三条の四から第十五条までに規定する事項は、国家公務員法第二十二

条

条

条

及び第二十八条第一項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に宿舍の貸与を受けている国家公務員で改正後の国家公務員宿舎法第二条第一号に規定する職員に該当しないものは、この法律の施行の日以後引き続き当該宿舍の貸与を受けている間、同号に規定する職員であるものとみなす。

3 この法律の施行の際既に改正前の国家公務員のための国設宿舎に関する法律第十九条の規定により明け渡すべきこととなつてゐる宿舍の明け渡しについては、なお従前の例による。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中宿舍審議会の項を削る。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十号を次のように改める。

三十 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍については、その設置並びに維持及び管理)をし、並びに国家公務員の宿舍の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。
第十一号第七号を次のように改める。

七 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍については、その設置並びに維持及び管理)をし、並びに国家公務員の宿舍の設置並びに維持及び管理に関する事務を総括すること。

6 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」を「国家公務員宿舎法」に改める。

「永岡光治君存壇、拍手」

○永岡光治君 たいだいま議題となりました国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案のおもな改正点を申し上げますと、その第一点は、宿舍審議会の廃止の点であります。宿舍審議會は、この法律の制定の当時におきましては、多年不統一に放任されてきた宿舍制度に関する諸問題を、一挙に解決することが困難でありましたので、本来は法律に規定すべき宿舍の維持管理の基準、有料宿舍の使用料の基準等の重要事項を、その調査審議の結果を待つて決定するといふ建前をとらざるを得なかつた事情のもとに設置されたものであります。が、宿舍制度がおおむね確立された今日におきましては、これらの重要事項は、当然法律に規定すべきものでありますので、今回の改正案にこれを織り込むこととし、この際、行政簡素化の趣旨に即して、これを廃止しようとするものであります。その第二点は、宿舍貸与の対象となる国家公務員の範囲が現在不明確でありますので、宿舍設置の目的等にかんが

みまして、その範囲を、原則として常時勤務に服する国家公務員に限ることとし、なお、臨時職員でありまして、その職務の性質上、宿舍貸与の必要があるもの等につきましては、政令の定めるところにより、宿舍を貸与し得ることとしております。その第三点は、宿舍の設置に關しまして、その基本となります設置計画の作成及び変更の手續を明確にし、また、公邸の備品、光熱水道料等の費用の負担区分及び無料宿舍を貸与する者の範囲を明確にいたしております。その第四点は、宿舍の維持管理に關する点でありまして、有料宿舍の使用料は、原則として宿舍の設置等に要する費用を回収する建前のもとに、その算定方法を合理的なものに改め、また、被貸与者の宿舍使用上の義務を明確にし、さらに宿舍の明け渡し事由、損害賠償金について所要の規定の追加を行うこととしてしております。

なお、このほか、本法律案におきましては、国設宿舎につき、所要の規定の整備をはかり、事務処理の円滑化をはかつております。内閣委員会は、前後四回、委員会を開き、この間、佐藤大蔵大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、諸外国における公務員宿舍の実情、国設宿舎の設置計画、公邸の性格とその使用等の現状、宿舍貸与者選定の基準、各省庁に対する宿舍配分の状況、在外公館長公邸の実情、無料宿舍と給与との関係等の諸点につきまして質疑応答がございましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

去る十月三十一日の委員会において、本法律案についての質疑を終了し、十一月四日の委員会において討論に入りましたところ、まず各会派共同提案による次のごとき附帯決議案が提出せられました。

右附帯決議案を朗読いたします。
附帯決議案
一、政府は今後国設宿舎設置計画の立案に当り次の二点につき特に考慮すること。
(一) 一般住宅不足を補うために、積極的に、国設宿舎の建設を推進すること。
(二) 国設宿舎の充足率が上級者に比し中下級者に甚しく著き実情に鑑み、職員地位の上下如何に拘らず、特にその事務の内

官 報 (号 外)

容が国設宿舍を必要とするもの
に対しては、率先これを充当す
ると共に、今後中下級職員为国
設宿舍建設を優先せしむるこ
と。

二、政府は現在の公邸中、存置の要
否を速かに検討すると共に、公邸
の使用については、乱に流れざる
より厳に自戒すること。

右要望する。

次いで、八木委員及び日本社会党を
代表して矢嶋委員より、本法律案及び
右の附帯決議案に対し、それぞれ賛成
の討論がなされました。かくて討論を
終り、直ちに本法律案の採決をいたし
ましたところ、全会一致をもって原案
通り可決すべきものと決定せられまし
た。次いで、さきの附帯決議案につい
て採決いたしましたところ、これまた
全会一致をもって本委員会の決議とな
ることに決定いたしました。

なお、本附帯決議に対し、佐野大蔵
政務次官より、「今後国設宿舍の運用
に当り、本決議案の御趣旨に沿うよう
努力する」旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致をもって
可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、鉱山
保安法の一部を改正する法律案、
日程第五、鉱業法の一部を改正する
法律案(いずれも内閣提出、衆議院送
付)。

以上、両案を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。
まず委員長の報告を求めます。商工
委員会理事小幡治和君。

審査報告書

鉱山保安法の一部を改正する法律
案

右全会一致をもって可決すべきものと
議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十三年十一月四日

商工委員長 田畑 金光

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、鉱山災害を防止
するために保全を害するおそれの
ある侵掘行為及び被災者の救出に
ついて所要の措置を命ずることが
できるようにするとともに、最近
の社会情勢に鑑み捨石、鉱さいの
集積したもの等に関する鉱害防止
の規定を整備しようとするもので
ある。

委員会は右の措置を妥当なもの
であると認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

別に費用を要しない。

政府は今回の鉱山保安法改正の趣
旨を体し、保安監督員及び保安協議
会の制度を十分に活用すると共に、
保安に関し鉱山労働者の意思を適切
に反映せしめ、人命尊重の觀念の徹
底化を図り、特に最近の中小炭鉱に
おける災害の頻発に鑑み巡回監督を
強化し、もつて災害防止に万全を期
すべきである。

鉱山保安法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年十月二十三日

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長松野鶴平殿

鉱山保安法の一部を改正する法律
案

鉱山保安法の一部を改正する法
律

第七十号)の一部を次のように改正する。
第一条中「防止し」を「防止すると
ともに鉱害を防止し」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。
(集積場等)

第九條の二 鉱業権者は、この法律
又はこの法律に基く省令により措
置を講じなければならないものと
される捨石又は鉱さいの集積した
もの、坑道その他の省令で定める
物件(以下「集積場等」という。)に
ついては、これを譲渡し又は放棄
した後であつても、その措置を講
じなければならない。

2 鉱業権の移転があつたときは、
鉱業権者の承継人は、当該鉱業権
者の集積場等に係る義務を承継す
る。

3 租鉱権の消滅があつたときは、
採掘権者は、当該租鉱権者の集積
場等に係る義務を承継する。

第二十五條の次に次の二條を加え
る。

第二十五條の二 鉱山保安監督部長
は、鉱業権者が鉱区外又は租鉱区
外に侵掘したことに伴ひ保安(侵
掘した場所における鉱物の掘採に
関する人に対する危害の防止、鉱
物資源の保護、施設の保全及び鉱
害の防止を含む。以下本条及び第
三十六條第二項において同じ。)を
害し、又はそのおそれがあると認
めるときは、鉱業権者に対し、侵
掘した場所の閉鎖その他保安のた
め必要な事項を命ずることができ
る。

2 前条第二項の規定は、前項の規
定による命令をしようとするとき
に準用する。

第二十五條の三 鉱山保安監督部長
は、鉱山(侵掘した場所を含む。)に
おける被災者を救出するため必
要があると認めるときは、鉱業権
者に対し、必要な措置を講ずるこ
とを命ずることができ、

第二十七條第一項本文中「第二十
五條第一項の下に」、第二十五條の

二第一項」を加え、同項ただし書中「第二十五条第一項」の下に「又は第二十五条の二第二項」を加える。

第三十六条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「第二十五条第一項」の下に、「第二十五条の二第二項又は第二十五条の三」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵襲したことにより保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第二十五条の二第一項に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、鉱務監督官は、第二十五条の二に規定する鉱山保安監督部長の権限を行うことができる。

第四十四条ただし書を削る。

第五十一条中「第四十二条第二項」を「第四十一条、第四十二条第二項」に改める。

第五十五条第二号中「第二十五条第一項」の下に、「第二十五条の二第一項、第二十五条の三」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に中央協議会又は地方協議会の委員となつてゐる者は、改正後の第五十一条の規定の適用については、この法律の施行の日に選任されたものとみなす。

審査報告書

鉱業法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年十一月四日

商工委員長 田畑 金光
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、鉱山災害に対し、別途提案された「鉱山保安法の一部を改正する法律案」によつてその予防措置を講ずるとともに、鉱業法においても、これに関連する部分を改正しようとするものである。改正の内容は、採掘権取消後における新たな鉱業権設定の出願の取扱を合理的にすること、盗掘掘に関する罰則を強化すること等が規定されている。

委員会は右の措置を妥当なものであると認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

別に費用を要しない。

政府は現行鉱業法を全面的に検討し、速かにこれが改正案を準備すべきであるが、その際最近の経済上、社会上の諸情勢の推移に鑑み、鉱業権の内容並びにその設定方法、鉱区の調整、他権益との調整等の諸問題をも十分検討して、本法が真に鉱物資源の合理的開発に資し得るよう配慮すべきである。

鉱業法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十月二十三日

衆議院議長 星島 二郎
参議院議長松野鶴平殿

鉱業法の一部を改正する法律案
鉱業法の一部を改正する法律案
鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 通商産業局長は、第五十五条の規定により採掘権の取消をした場合において、その取消の日から六十日以内に、その採掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その取り消した採掘権の鉱区に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第百八十七条中第一項「若しくは第百八十七条中第一項」若しくは決定」を削る。

第百八十九条中「第二十一条第一項の許可の通知、第二十五条第一項の規定による通知又は第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第百八十二条若しくは第百八十三条の規定による命令」を「第二十一条第一項（第三十六条第二項、第四十五条第三項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条、第五十五条、第八十三条第一項若しくは第百八十四条の規定による処分、通知、第二十五条第一項、第四十条第二項（第五

十六条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項（第六十四条の二第二項又は第六十六条第五項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第九十一条第二項、第百一条第二項若しくは第百六条第三項の規定による通知、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十一条、第百八十二条若しくは第百八十三条の規定による命令又は第四十七条第五項（第六十四條の二第二項又は第六十六条第五項）において準用する場合を含む。）

若しくは第九十四条第二項の規定による決定書の謄本の交付」に、「若しくは鉱業権者」を、「鉱業権者若しくは鉱業権者」に、「通知又は命令」を、「通知若しくは命令又は決定書の謄本」に改める。

第百九十一条第一項中「三年」を「五年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百九十一条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年

以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十四条中「前三条」を「前四条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔小幡治和君登壇、拍手〕

○小幡治和君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、石炭鉱山におきましては、昨年から今年にかけて、坑内出水事故を初めとする重大災害が頻発し、多数の貴い人命が失われております。このたび提案されました鉱山保安法及び鉱業法の両改正法案は、かかる鉱山災害の防止に重点を置いたものでございます。

まず、両法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

初めに、鉱山保安法の一部を改正する法律案でございますが、この法案は、保安を害するおそれのある侵掘行為及び被災者の救出について所要の措置を講ずることができるようにすると

ともに、あわせて、最近の社会情勢にかんがみ、ボタ山等に關する鉱害の防止をはかりとうとするものであります。

内容のおもな点は、保安を害するおそれのある侵掘のあった場合に、保安のため必要な命令を出すことができるよう規定を置き、鉱山労働者の危害防止の見地から、侵掘の停止、侵掘した場所の閉鎖等の命令ができるようになっております。被災者の救出については、不幸にして鉱山労働者が坑内に生き埋めになった場合、直ちに救出のための命令が出せることとし、時には、行政代執行法により、困みずから、または第三者をして救出作業を行わせることができるようにしております。

次に、鉱業法の一部を改正する法律案のおもな内容は、鉱業権者が鉱業権の取り消しを受けた場合、取り消しの日から六十日間、その地域に鉱業権設定の出願があつてもこれを許可しないこととし、通商産業局長が鉱業権の取り消しをしたとき、または鉱業権設定の出願を不許可もしくは却下したとき等においても、公示送達ができるようにしております。また、盗掘、侵掘を防止するため、その罰則を強化し、新たに盗掘による鉱物を運搬、保管取得、または処分があつせん等をした

者に対しても刑罰を課することにいたしております。

以上が二法案の趣旨でございます。当商工委員会におきましては、かねてから、最近見られるような炭鉱災害の頻発という悲しむべき事態を招くことを非常に懸念いたしまして、すでに何回となく論議を重ねておりましたので、両法案は一括してきわめて慎重な審査を行なつて参りました。質疑の過程におきまして問題となつたおもな点は、炭鉱、金属鉱山における災害状況、鉱害及び盗掘の実情、保安監督員並びに保安協議会の制度の運用の実態、鉱山保安監督行政関係の予算の問題等でありましたが、特に保安監督員制度を効果的に活用するための運用方法につきましては、連日、各委員よりきわめて熱心なる質疑応答が、通産大臣、政府当局との間にかわされたのであります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、樁委員より、両法案にそれぞれ附帯決議を付して賛成する旨の意見が表明せられました。

附帯決議案の内容は次の通りであります。

鉱山保安法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は今回の鉱山保安法改正の趣旨を体し、保安監督員及び保安協議会の制度を十分に活用すると共に、

保安に關し鉱山労働者の意思を適切に反映せしめ、人命尊重の觀念の徹底を図り、特に最近の中小炭鉱における災害の頻発に鑑み巡回監督を強化し、もつて災害防止に万全を期すべきである。

鉱業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は現行鉱業法を全面的に検討し、速かにこれが改正案を準備すべきであるが、その際最近の経済上、社会上の諸情勢の推移に鑑み、鉱業権の内容並びにその設定方法、鉱区の調整、他権益との調整等の諸問題をも十分検討して、本法が真に鉱物資源の合理的開発に資し得るよう配慮すべきである。

討論を終り、両法案を一括して採決を行いました結果、鉱山保安法の一部を改正する法律案、鉱業法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、樁委員提案の両法案に対する附帯決議案を採決の結果、こゝまた全会一致でそれぞれ当委員会の決議とすることに決しました。

なお、その際、高橋通商産業大臣より発言を求められ、政府としては、附帯決議の主旨を尊重し、保安の万全を期するため、保安監督員及び保安協議会の制度を活用するとともに、保安監督員の選任についても、鉱山勤務者の意思を適切に反映せしめるよう行政指導を行いたい、との所信が表明せられた次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)及び昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)、

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず委員長の報告を求めます。予算委員長井野碩哉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十一月一日

衆議院議長 星島 二郎
参議院議長 松野鶴平殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十一月一日

衆議院議長 星島 二郎
参議院議長 松野鶴平殿

○井野碩哉君 拍子、ただいま議題となりまして昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)及び昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず補正二案の内容について御説明申し上げます。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)は、今年発生いたしました諸災害に対する災害対策のための予算補正でありまして、補正による追加額は、歳入歳出とも総額九十億九千八百余万円でありまして、

歳入の追加のおもなるものを申し上げますと、風水害関係といたしましては、三十三年発生災害復旧事業費五十

二億二千六百余万円、三十三年発生災害復旧事業費二億六千六百余万円、緊急治山及び緊急砂防事業費五億三千万円が計上されておりますが、すでに当初

予算計上の予備費使用により措置されたもの並びに今後措置されることに決定している分を加えますと、その総計は約九十億円と相なっております。その

他の災害関係といたしましては、本年五月より八月に至る間の異常海水により生じた早魃に対処する経費として、

早害対策費十九億三千八百余万円及び本年三月から五月にわたり全国的に発生した霜害に対処する経費として霜害対策費一億三千七百余万円が計上されております。このほか既発生災害対策費のうち所管別割り振りの決定していない分と、今後の災害の需要に

ずるため予備費の追加が十億円計上されております。

歳入のおもなるものは、日本銀行納付金二十四億九千九百九十九万円、「貴金属」「農業共済再保険」兩特別会計受入金二十九億七千九百九十九万円、金融機関調整勘定利益返還金二十八億六千三百余万円等でありまして、おおむね現在までに収納済みまたは確定済みの租税外収入の増加額をもって財源に充てられております。

今回の補正の結果、昭和三十三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも一兆三千二百十二億二千九百九十九万円となりまして、

次に、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)は、貴金属特別会計、産業投資特別会計及び国債整理基金特別会計の三特別会計についての予算補正であります。このうち貴金属特別会計の予算補正は、一般会計予算の補正

において、この会計の余裕金を歳入として繰り入れたことに伴うものであり、他の二特別会計の予算補正は、産業投資特別会計において米貨三千万ドルの外債を起し、その収入金を電源開発株式会社へ貸し付けることになったことに伴うものであります。

これら補正二案は、去る十月二十九日に国会に提出せられ、十一月一日に衆議院において可決の上、本院に送付されたものであります。

委員会におきましては、十一月四日に佐藤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、岸内閣総理大臣並びに関係各大臣の出席を求めて質疑に入りまして、同日夕刻衆議院において会期延長問題が発生いたしましたため、その後の質疑が続行できない状態となり、補正予算の審査は中断されてお

りました。この間、このような異常な状態を正常な状態に戻すため、自民、社会両党の幹部による努力が続けられましたことは、すでに御承知の通りであります。委員長におきましても、本補正予算の緊急性と参議院の自主性にかんがみまして、数回にわたり委員長及び理事の懇談会を開く等、審議の促進に努力して参りましたが、このよう

な事態も、一昨日の両党首会談によりまして解決を見るに至りましたので、本日、委員会を再開し得る運びに至つた次第であります。

四日の委員会における質疑応答の内容は、警職法改正案及び安保条約改正の問題を初めいたしました。最近における経済情勢に対処すべき財政金融政策、災害対策等、広く内外の諸問題にわたりましたが、その詳細は、会録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、本日の委員会におきましては、災害予算の一日もすみやかな成立をはかるため、各派の申し合せにより、質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決の結果、本委員会に付託されました昭和三十三年度補正予算二案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

一、日程第二 河川法の一部を改正する法律案

一、日程第三 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 鉱山保安法の一部を改正する法律案

一、日程第五 鉱業法の一部を改正する法律案

一、昭和三十三年度一般会計予算補正(第一号)

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

一、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第一号)

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

松野 孝一君 竹下 豊次君
常岡 一郎君 山本 利寿君
中野 文門君 杉山 昌作君
佐藤 尚武君 最上 英子君
迫水 久常君 松岡 平市君
田中 啓一君 石黒 忠篤君
森 八三一君 青山 正一君
宮城タマヨ君 前田 久吉君
早川 慎一君 野田 俊作君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
紅露 みつ君 加賀山之雄君
田村 文吉君 村上 義一君
左藤 義詮君 本多 市郎君
鶴見 祐輔君 笹森 順造君
江藤 智君 西田 信一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
稻浦 鹿蔵君 塩見 俊二君
前田佳都男君 三木與吉郎君
雨森 常夫君 館 哲二君
山本 米治君 神原 亨君
劍木 亨弘君 大谷 賛雄君
田中 茂徳君 有馬 英二君

吉米地英俊君 小柳 牧衛君
斎藤 昇君 小山邦太郎君
木暮武太夫君 石坂 豊一君
廣瀬 久忠君 西郷吉之助君
植竹 春彦君 草葉 隆圓君
安井 謙君 川村 松助君
黒川 武雄君 野村吉三郎君
寺尾 豊君 増原 恵吉君
松村 秀逸君 佐藤清一郎君
柴田 栄君 大沢 雄一君
平島 敏夫君 後藤 義隆君
重政 庸徳君 横山 フク君
伊能 芳雄君 高野 一夫君
古池 信三君 寺本 廣作君
小幡 治和君 関根 久蔵君
秋山俊一郎君 梶原 茂嘉君
上原 正吉君 伊能繁次郎君
高橋進太郎君 鹿島守之助君
井野 碩哉君 杉原 荒太君
下條 康麿君 吉野 信次君
那 祐一君 津島 壽一君
堀木 鎌三君 木村篤太郎君
林屋亀次郎君 佐野 廣君
勝俣 稔君 森中 守義君
鈴木 強君 相澤 重明君
久保 等君 湯山 勇君
江田 三郎君 松澤 兼人君
藤田 進君 小笠原三三男君
小林 孝平君 島 清君

三木 治朗君 千葉 信君
戸叶 武君 荒木正三郎君
市川 房枝君 大竹平八郎君
鈴木 壽君 大河原一次君
北條 尚八君 天坊 裕彦君
光村 甚助君 加瀬 完君
坂本 昭君 椿 繁夫君
相馬 助治君 小酒井義男君
河合 義一君 松浦 清一君
天田 勝正君 片岡 文重君
重盛 壽治君 永岡 光治君
羽生 三七君 佐多 忠隆君
栗山 良夫君 清澤 俊英君
内村 清次君
内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 愛知 揆一君
外務大臣 藤山愛一郎君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 橋本 龍伍君
農林大臣 三浦 一雄君
通商産業大臣 高橋達之助君
運輸大臣 永野 護君
労働大臣 倉石 忠雄君
建設大臣 遠藤 三郎君
国務大臣 青木 正君
国務大臣 左藤 義詮君
国務大臣 三木 武夫君

政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君

〔参照〕

十一月一日議長において、左の通り議席を変更した。

一一四 森中 守義君
一六二 北村 暢君
一六三 吉田 萬次君
一六四

定価 一部 十五円

(但し長官紙は三十円)

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三九台線